

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
土地改良法により換地処分をした件 二五
- 公告  
福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二五
- 要保護児童対策地域協議会を設置した件 二五
- 福島県病院局  
公金の収納の事務を委託した件 二五

## 告 示

**福島県告示第三百三十三号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 令和二年四月二十七日駒形第二地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
 令和二年五月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
 （農地管理課）

**福島県告示第三百三十四号**  
 福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として令和二年三月三十日次のとおり指定した。  
 令和二年五月十二日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 長谷川 金助 大沼郡金山町大字 令和二年四月一日から  
 川口字上町六四九 令和七年三月三十一日まで  
 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 売りさばき所の名称  
 及び所在地  
 宮本屋 大沼郡金山町大字川

番地

## 公 告

口字上町六四九番地  
（出納総務課）

### 公告第八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十五条の二  
 第一項の規定により、要保護児童対策地域協議会を次のとおり設置した。  
 令和二年五月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 当該要保護児童対策地域協議会の名称  
 福島県虐待から子どもを守る連絡会議
- 二 当該要保護児童対策地域協議会に係る法第二十五条の二第四項に規定する要保護児  
 童対策調整機関の名称  
 福島県保健福祉部子ども未来局児童家庭課
- 三 当該要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称等  
 1 国又は地方公共団体の機関（法第二十五条の五第一号）  
 福島地方法務局  
 福島地方検察庁  
 福島市子ども家庭課  
 郡山市子ども支援課  
 福島県警察本部県民サービス課  
 福島県警察本部生活安全企画課  
 福島県警察本部少年課  
 福島県教育庁義務教育課  
 福島県生活環境部男女共生課  
 福島県保健福祉部子ども未来局子ども・青少年政策課  
 福島県保健福祉部子ども未来局子育て支援課  
 福島県北保健福祉事務所  
 福島県中央児童相談所  
 福島県女性のための相談支援センター  
 福島県保健福祉部子ども未来局児童家庭課  
 法人（法第二十五条の五第二号）  
 福島県弁護士会  
 一般社団法人福島県医師会  
 公益社団法人福島県歯科医師会  
 一般社団法人福島県助産師会  
 一般社団法人福島県社会福祉士会
- 2

## 福島県病院局

- 3 その他（法第二十五条の五第三号）
- (一) 次に掲げる団体の構成員のうち、知事が指定する者
- 福島県産婦人科医会  
福島県小児科医会  
福島県保育協議会  
福島県民生児童委員協議会  
福島県人権擁護委員連合会  
福島県学校保健会養護教諭部会
- (二) その他知事が指定する者

(児童家庭課)

## 福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を令和2年4月1日次のとおり委託した。

令和2年5月12日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県ふたば医療センター附属病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
- (1) 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県ふたば医療センター附属病院の受託者  
株式会社ソラスト  
東京都港区港南一丁目7番18号
- (2) 福島県立南会津病院の受託者  
株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(病院経営課)